

会 議 録

会議の名称	平成28年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成28年7月21日（木） 午後6時00分～午後6時55分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成28年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成28年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 平成28年7月21日(木) 午後6時00分～午後6時55分
- 2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室
- 3 内 容
 - (1) 平成28年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について
 - (2) 個人情報保有等届出状況の報告について
 - ①市税滞納整理業務 ②相談支援業務 ③市職員児童手当等給付業務変更届 ④老人保健法医療給付業務等廃止届
 - (3) 諮問事項
 - 諮問第8号 自動電話催告システムについて
 - 諮問第9号 自動電話催告システムのオンライン接続について
 - 諮問第10号 自動電話催告システム保守点検について
 - (4) その他
 - ア 平成27年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
 - イ 次回の日程について
- 4 出席者
 - 【会 長】
松 行 康 夫
 - 【委 員】
朝 倉 和 子 植 草 康 仁 加 藤 進 金 澤 昭
仮 野 忠 男 亀 山 久美子 多 田 岳 人 樹 一 美
土 屋 義 弘
 - 【市 側】
中谷総務部長
<職員課>
梅原職員課長 大久保給与厚生係長
長村給与厚生係主任
<保険年金課>
本木保険年金課長 大司高齢者医療係長
<納税課>

上石納税課長
磯端納税課主査
＜自立生活支援課＞
藤井自立生活支援課長
＜庶務課＞
加藤庶務課長
松下庶務係主任
＜情報システム課＞
鈴木情報システム課長
＜総務課＞
水落総務課長
郷古情報公関係主任
【傍聴者】
0名

杉野管理係長
藤森管理係主任
高田相談支援係長
平野庶務係長
鈴木情報システム係長
諏訪情報公関係長

【松行会長】

ただいまから平成28年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、審議に入ります前に、委員の欠席等の連絡をいたしたいと存じます。

本日、白石委員は、御都合により欠席されるとの連絡を受けておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず「平成28年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等ございますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたしたいと存じます。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

本日、市長が公務のため、私、総務部長中谷が代理で報告及び諮問をさせていただきます。

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが2件、届出廃止に関するものが26件、届出変更に関するものが2件となります。

次に、諮問事項についてです。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「自動電話催告システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「自動電話催告システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「自動電話催告システム保守点検について」の合計3件です。

細部につきましては、事務局から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

確かに承りました。

それでは、これから審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問等を受け、それに対する説明を事務局、又は担当課から直接受けることで進めたいと存じます。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。今回の届出は、開始2件、廃止26件、変更2件でございます。2ページは部課別の明細、3ページはその内訳で、備考にあります案件番号の順序にて進めさせていただきます。

それでは、5ページを御覧ください。「相談支援業務について」、自立生活支援課の案件でございます。

訪問看護の情報提供書とは、訪問看護ステーションが作成する訪問看護を行った際の訪問看護の状況を示す文書です。訪問看護情報提供療養費は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律を根拠とし訪問看護を利用している利用者の同意をもとに、訪問看護の情報提供書を市区町村に提供することにより、加算がされる仕組みとなっています。この情報は、利用者の健康状態や病状などについて把握することができ、福祉サービスの連携を図ることを目的としているものです。

今までは情報提供書を介護福祉課において一括管理してきたところですが、障害福祉サービスの利用や障害者手帳を所持している方の対応をより一層適切に行えるよう、新たに保管をすることから届出をするものです。

6ページを御覧ください。届出番号28-226「訪問看護の情報提供書」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は、氏名、性別、生年月日、住所、訪問看護に関連する情報でございます。

参考としまして、7ページに当該様式を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【植草委員】

いくつか分かりにくい部分があるので、説明をいただければと思います。

まず、情報提供書の提供先についてですが、「市区町村に提供することにより」となっておりますけど、今も市区町村の介護福祉課において一括管理をしているのですよね。そうすると、具体的に市区町村のどこに影響するのかということです。

次に目的についてですが、「訪問看護情報提供療養費が加算されること」と「福

祉サービスの連携を図ること」を目的として書かれておりますけど、後者の方が直接的な目的なのかどうか、目的がはっきり分からないので教えてください。

それと訪問看護情報提供療養費の加算についてですが、これは誰に、何に対して加算がされるのかがよく分かりません。また、情報提供に当たって「利用者の同意」とありますが、この同意は、具体的にどのような方法で同意をとるのでしょうか。文書で同意をとるのでしょうか。障がい者を含めてということになると、その辺をどのようにして同意をとるのかということですか。

最後に、最終的に「障害者手帳を所持している方の対応をより一層適切に行えるよう」ということが書かれておりますが、具体的にどのようなことを考えているのか教えていただければと思います。

【自立生活支援課長】

まず1点目の御質問でございますが、こちらの情報は、介護福祉課で一元管理をして保管しております。自立生活支援課では、今までは情報提供という形で閲覧を行っていたということでございます。他には、保険年金課がこちらの療養費加算の関係もございまして、この情報を利用しているところでございます。

それから、目的についての御質問かと思いますが、加算が目的なのか、あるいは福祉サービスのことが目的なのかということでございますが、こちらは、障がいのある方、利用者様の状況を知るということで、福祉サービスの観点から保有することを目的としてございます。

それから、加算は、何についての加算なのかということでございますが、これは、情報提供書を1件作成するごとに訪問看護ステーションの報酬に加算がつくという仕組みとなっております。

また、利用者の同意についてでございますが、訪問看護ステーションが利用者の方と契約する際、こういった情報を提供するという事について同意を文書で取り決めてございます。

最後の御質問ですが、対応について適切に行えるというのは、どのようなことかといった御質問かと思いますが、訪問看護ステーションを利用している方の情報を自立生活支援課において情報提供書を保管することによりまして、より綿密な情報の管理、サービスの提供を行えることから、こちらは「適切に」という言葉を使わせていただきました。

【植草委員】

1つ目の「市区町村」のところですが、今後、この情報をどこにというのが分

かりにくかったのですが、従来どおり介護福祉課ということですか。

【相談支援係長】

今までは、介護福祉課で一括して保管していたのですが、障害の分野でもこういった情報について、開示請求が出てきたところがあります。今までは、介護福祉が障害の分野も持っていたところではあるのですが、今回、障害の分野でもそういった請求が送られてきたところがございますので、65歳以上については、介護福祉課で保管、それ以外の部分については、自立生活支援課で保管するという整理をしたところがございます。

それから、先ほどの目的ですけれども、具体的な内容としては、その方の薬の管理、きちんと服薬ができているか、あとは、医療的ケア、例えば呼吸器ですとか吸引器を使っているような状況は、訪問看護の方がよく理解されていますので、そういった福祉サービスを使う上で、そのような医療的ケアの配慮が必要なのかどうかということも併せて自立生活支援課でそれを見て把握できるということが考えられると思っています。

【植草委員】

利用者の同意は、これは本人に同意をとられているのでしょうか。

【相談支援係長】

基本的には、意思表示が可能な方については、御本人と訪問看護ステーションの契約の中で行っているかと思います。意思能力がない方については、例えば成年後見人や保護者の方と契約をしているかと思います。

【金澤委員】

届出書の収集方法が「本人以外」となっていますが、本人も含まれるのでしょうか。それから、保存年限が「1年」とありますが、随分短い気がするのですが。

【相談支援係長】

収集方法の「本人以外」ですが、これは訪問看護ステーションから市区町村に情報提供書が送られてきますので、「本人以外」ということでございます。

それから、保存年限1年についてですが、御本人の状況は、逐次変動があるところがございますので、あまり長い状態、これを保存していても、随時、状態が変わる都度、訪問看護ステーションから市区町村に報告が上がってまいりますので、短い期間で保存ということにさせていただいております。

【朝倉委員】

届出状況の目的外利用等が「有」となっているのですけれども、こちらは具体

的にどのようなものを想定されているのでしょうか。

【情報公関係主任】

目的外利用「有」の想定ですが、冒頭、説明が分かりづらく申し訳なかったのですが、説明の中にありました療養費の加算について保険年金課が目的外利用することを想定しております。訪問看護の情報提供書の利用目的は、あくまでも先ほど自立生活支援課長が説明させていただきましたとおり、相談支援業務として福祉サービスの連携を図ることが目的となっております。保険年金課は、国民健康保険法にあります、資料等の提供の規定に基づきましてこの情報を目的外利用するものです。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、8ページを御覧ください。「市職員児童手当等支給業務について」、職員課及び庶務課の案件でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、平成27年10月以降個人番号が通知され、平成28年1月からは、社会保障・税・災害対策の行政手続で個人番号の利用が開始されました。

本法律の施行に伴い、児童手当に関する手続書類の様式に変更が必要となったことから、届出を行うものです。

9ページを御覧ください。届出番号07-224「児童手当・特例給付 現況届」及び10ページ、届出番号30-99「児童手当・特例給付 現況届」でございます。変更届の内容は、どちらも11ページ、別紙網かけ部分の項目の追加でございます。

参考までに12ページに変更後の様式を、13ページから14ページに児童手当の概要を付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、15ページを御覧ください。「老人保健法医療給付業務等廃止届について」、保険年金課の案件でございます。

16ページを御覧ください。老人保健法に関する業務の事業廃止に伴う廃止届の一覧でございます。全部で26件でございます。廃止する個人情報の記録の名称、廃止年月日、廃棄年度の内訳につきましては、一覧表に記載のとおりでございます。廃棄方法は、溶解または消去にて廃棄する予定でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

次に諮問案件に入りたいと存じますので、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

では、これより諮問案件に入らせていただきます。

17ページを御覧ください。「市税滞納整理業務について」、納税課の案件でございます。諮問第8号、第9号、第10号及び届出番号05-53は関連しておりますので、一括して説明をさせていただきます。

市税の収納率を向上させるため、日頃より様々な取り組みを行っているところで、そのひとつとして、職員による電話催告を実施しているところです。しかしながら、その実施方法では件数や時間等により処理能力は限られており、本システムは、職員の事務改善、更なる徴収効果が見込まれることから、導入するものです。

本システムの概要は、市の基幹系システムから抽出された宛名コード・氏名・電話番号の入ったデータを媒体により移動し、本システムに取り込みます。その後、本システムにより、あらかじめ指定した日時に、自動で電話を発信し、音声メッセージにより対象者に納付を促します。電話を架けた結果は、本システムに一定期間記録され、職員はその結果を確認することができます。

セキュリティの確保については、小金井市とプロバイダ間の通信は専用線による高度なセキュリティが保たれます。また、サーバはデータセンターのセキュリティ区画内、操作用PCは納税課執務室内に設置され、操作用PCのログインに当たっては、ID及びパスワードによるユーザー管理が行われます。

今回、本システムの導入に当たり、新たに電算システムでの個人情報の保有、

サーバと操作用PCとの間を専用線で接続をし、保守点検を行うことから、届出及び諮問を行うものです。

18ページを御覧ください。諮問第8号「自動電話催告システムについて」でございます。諮問書に記載のとおりではございますが、本システムの導入目的としましては、今説明をいたしましたとおり、市税の催告強化による収納率向上としております。記録処理される個人情報の項目は、宛名コード、氏名、電話番号、架電結果でございます。

次に19ページ、諮問第9号「自動電話催告システムのオンライン接続について」でございます。オンライン接続する目的、接続する記録項目、個人情報の保護措置につきましては、先ほどの説明と同様でございます。諮問書に記載のとおりでございます。

最後に、自動電話催告システム保守点検関係としまして、20ページを御覧ください。諮問第10号「自動電話催告システム保守点検について」でございます。賃貸借契約の受託者が自動電話催告システムの保守点検を行う上で、個人情報を取り扱うことから諮問するものです。取り扱う個人情報の項目は、先ほどの諮問と同様でございます。受託者の条件等につきましては、諮問書に記載のとおりでございます。

これらの諮問に関連する保有届としまして、21ページ、届出番号05-53「自動電話催告システム」でございます。保有届の内容は記載のとおりでございますが、保有する個人情報の内容は諮問と同様でございます。

参考としまして、概要を22ページに、賃貸借契約の仕様書(案)を23ページから26ページに付けておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【樹委員】

17ページに「更なる徴収効果が見込まれる」とあるのですけれども、他の自治体等での実績がありましたら教えていただきたいと思っております。

【納税課長】

このシステムを既に先行して導入している市が多摩26市中で6市ございまして、特に八王子市では、1万件の電話催告に際し、歳入に関しては、約1億増という数字が出ております。その他の市の状況を調べましても、自動電話催告のシ

システムを入れることによって、翌年度の督促状の発付率や催告書の発送率が下がっている実績がございます。

【亀山委員】

小金井市は、このシステムを導入しなければならないほど滞納者が多いのですか。

【納税課長】

滞納者が多いかということについては、比較する対象によって変わるのかと思いますが、平成26年度の実績では、全ての税目で発送している督促状の件数は年間6万5,000件ございます。収納率の向上は、どこの市も目指しているところでありまして、小金井市も一定の成績は残してはおりますけれども、今後、さらなる税収の確保を図るためには、現年度の収納率を高めることが、滞納繰越を減らすことになりますので、このシステムを入れることが重要だと考えています。

【亀山委員】

小金井市の納税課は有能で、とても納税率を高めていると噂で聞いていたので、このようなシステムを導入しなければいけないのか不思議に思ったもので質問させていただきました。

私の電話がそうなのですが、「シャープを押してください。」と言われても、すごく古い電話で押しようがない電話を使っている場合や、電話をしても留守番電話になることが多いなど、このシステムを使っても、意味がないお宅もあるような気がするのですがいかがでしょうか。

【納税課長】

職員が各家庭に電話する電話催告、ある一定の期間を定め電話催告週間などと申しておりますけれども、これを職員が市の電話を使って行ったとしても、おそらく期間を通して1,000件架けるのがやっとではないかと思いますが、この自動電話催告システムを導入すると1時間で最大100件架けることができます。また、自動で電話催告を行うことが可能となりますので、職員は今まで電話催告に要していた時間を他の収納業務に当てることが可能となりますから、非常に業務を効率的に行うことができると聞いております。

【土屋委員】

職員の事務改善、それから他市でも徴収効果が上がっているとのことですが、このシステムの導入によって徴収効果が上がるのは、電話催告の回数が1人の滞納者に対して、今まで1回のところを3回架けることが可能になり、電話を架け

る回数が多くなることから徴収効果が出てくるということなのか、それとも電話催告の内容の違いからなのか教えてください。

【納税課長】

今までは、一定の期間を電話催告週間と設け、職員がリストを作り個別に電話を架けなければいけなかったが、この自動電話催告システムを導入すると土屋委員のおっしゃるとおり、電話催告の回数も多くなりますし、それから曜日、時間帯を任意に選んで架けることができますので、比較的在宅されている時間帯を狙って電話催告することができるなどの効果があると聞いております。

【金澤委員】

このシステムを導入する対価は、どのぐらいか教えていただきたいのと、おおよそでいいのですが未納の金額はどのくらいあるのか。それから固定電話に架けることになると思いますが、携帯電話などはどうなるのでしょうか。

【納税課長】

システムの1か月当たりのリース代が14万5,700円(税別)でございます。それから未収の金額ですが、直近平成27年度の決算では、市税については約1億700万、国民健康保険税については、現年ですと1億6,400万でございます。固定電話か携帯電話に架けるのかということですが、こちらが調査して登録している電話に対して架けますので、固定電話も携帯電話も両方が対象になりますが、携帯電話の件数が圧倒的に多いと認識しています。

【加藤委員】

収納率はどうですか。

【納税課長】

現年度の市税の合計が99.5%で、国保の現年度が94%でございます。

【金澤委員】

電話を架けられた方は、かなりストレスがあるのではないかと思いますのですが、その辺の対応について何か考えていらっしゃるのですか。

【納税課長】

電話を架けられてストレスを感じないかということですが、このシステムを先行して導入している市に調査をしたところによりますと、クレームは1件もないという話ではあったのですが、それはちょっとオーバーといたしますか、こちらもある程度はあるのではないかと考えていますけれども、ただ、勤務先に給与照会や臨戸されることなどと比べれば圧倒的にストレスはないのではないかと

思います。

まず第一歩として発送する督促状も本来、税法的にはかなりきつい内容ですが、その督促状も見ただけでない方がいるので、電話を架け、たとえつながらなかったとしても架電されたことは、ナンバーディスプレイなどで架かってきた番号を残すことができます。このシステムを導入することについては、市報でも御案内することとしておりますので、架かってきた番号が市の納税課から架かった電話だということは、調べれば分かるはずですので、そういったところからも一定の効果はあると認識しております。

【金澤委員】

延滞金の率が高いと聞いているのですが何%ですか。

【納税課長】

最初の1カ月間が2.8%で、それ以降は9.1%でございます。以前は14.6%でしたが、金利が低下している昨今の時代に合わせまして、一定程度下がっているところでございます。

【仮野委員】

私は滞納したことがないので、このような電話が架かってくることはないと思うのですが、この自動電話催告の内容は、「課税額がいくらで滞納額がいくらです。」という内容ですか。それと、音声は男性の声なのか、女性の声なのか、どのような電子音声が行れるのですか。

【納税課長】

仮野委員おっしゃるとおり、圧倒的多数の方が納期内納税をされております。ただし、督促状が出るのも多くございます。それで、22ページの概要を御覧いただきたいのですが、「質問」、「回答 選択肢」とありまして、音声内容の例を記載させていただいておりますとおり、滞納金額については一切触れずに、納税をお忘れではありませんかという内容で電話を架けさせていただきます。

電子音声につきましては、23ページの仕様書の(3)の②にございますが、「音声合成ソフトウェアは、VOICETEXT MISAKIもしくは、これに準ずる同等品以上の品質を有するものを使用すること。」となっております、女性の声のソフトと聞いております。

【金澤委員】

滞納すると延滞金がすごく高く、納税額よりもかなり多くなってしまうこともあるのではないかと思います。他の区市町村に住んでいる人が滞納したときに、

延滞金をまけて欲しいと言ったらまけてもらえたという話を聞いたことがあるのですが、小金井市ではそのようなことは一切ないのですか。

【納税課長】

金澤委員がおっしゃるように延滞金については、過去は高い率でしたので、滞納期間が長くなればなるほど延滞金は、本税が払い込まれるまで計算がされていますので、そういう方も実際いらっしゃると思います。それから延滞金をまけて欲しいと言ったらまけてもらえたということですが、どこの区市町村の話か分かりませんが、小金井市ではそのような特別な計らいはしていません。ただ、減免に値するようなことが証明できるのであれば申請により、減免が内容によってはあり得るかもしれませんが、まけて欲しいと言われ、はい、分かりましたということはありません。

【松行会長】

税金もしくは税金に等しい意味を持つ会費や管理費の徴収、滞納問題というのは、非常に長期にそれが累積したときに決して無視ができない致命的な欠損額になります。会社組織では御承知のように期末損益残高という形で明確に財務諸表の中に明記されるわけでありまして、またそれが会社の経営組織を破壊するような力を持ったときには取締役、あるいは代表理事という法律上の役職者は弁済義務まで持つわけがございます。税金並びに様々なメンバーシップフィーというのは、やはり市民社会を維持するためのいわば義務的な納税者の義務であり、またそれを徴収する側も、徴収することを怠けてはいけないわけでありまして、そのような民主社会、あるいは民主主義を維持する上での根幹にかかわる行為だと、会長も深く認識しております。この会議は市民に公開されておりますので、市民の皆様もよくその本旨を理解されて、納税を怠りなく速やかに実施していただくようによろしくお願い申し上げます。

それでは、この案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして本日の審議会の報告と諮問事項につきましては審議をこれで終了いたします。

それでは、本日の日程のその他に移らせていただきます。事務局からその他の報告等の説明をお願いいたします。

【総務課長】

「平成27年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」報告させていただきます。お手元に平成27年度の情報公開条例及び個人情報保護条

例の運用状況を配布させていただきました。こちらにつきましては、6月の定例議会にて報告し、現在ホームページ等で公開しているところでございます。内容につきましては、御覧いただけたらと思います。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【土屋委員】

3ページにある「請求者区分別請求件数」を見ると、市内に住所を有する個人や市内に事務所又は事業所を有する法人は分かるのですが、市外に住所を有する個人や市外に事務所又は事業所を有する法人からの請求もかなりの数がありますよね。この辺が非常に多くなってくると公開するにあたり事務の手間がかかり、その分コストがかかるとは思いますが、小金井市に住所や所在がない方から請求がされた場合でも、法律などで公開していかなければならないとなっているのでしょうか。

【情報公開係主任】

当市の情報公開条例は、誰にでも情報を公開していきましようという考え方を持っております。条例の制定にあたり、当時の議論の中で市外、法人からの請求については、手数料を徴収する等の意見もありましたが、様々な議論の中で、やはり情報公開制度としてはそういった制限を入れることなく、市の持っている情報は公開していこうとなりました。

今回の運用状況にある市外に住所を有する方からの請求には、例えば区画整理をしている状況についての請求など、営利目的での請求も多くありますので、請求について手数料をかけることはいいのかもしれませんが、個人の場合、手数料の金額にはよりますが、収入がすごく厳しい方が知りたい情報を手数料がかかるから請求できないということもケースとしては想定がされます。ただ、多摩26市の中で手数料を徴収している市は少ないですが、国や東京都では手数料を徴収していますので、その辺のバランスは今後の検討課題であると考えております。

現状では、条例制定時からの考えのとおり、全ての人に情報公開請求ができる運用をさせていただいております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、その他のアの事項につきまして、承認とさせていただきます。

きたいと存じます。

それでは、次回の日程でございますが、その前に事務局から委員の皆様へ連絡させていただきたいことがありますので、その説明を加えさせていただいて、次回の本審議会の日程についてお諮りしたいと存じます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の審議会は10月となりますが、皆様の報酬に係る源泉徴収票等作成事務において、番号法施行の関係で今年より市から税務署に提出する源泉徴収票などにマイナンバーの記載が必要となります。マイナンバーの確認方法等は後日、御案内させていただきますが、次回の審議会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次回の日程でございます。今回は、10月21日金曜日に会議室をおとりしておりますが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

【松行会長】

次回の日程ですが、御承認いただけましたら、10月21日金曜日午後6時から当801会議室にて開催したいと存じますがいかがでしょうか。それでは、今回は10月21日金曜日午後6時から当801会議室で開催いたしたいと思いません。

それでは、審議に参加いただきまして、ありがとうございました。これもちまして、本日の審議会の全ての審議を終了とさせていただきます。

— 了 —